保険商品の内容について

- ■被保険者の年齢:満5歳~満18歳
- ■保険料払い込み方法: 年払または月払
- ■保障(責任)の開始:毎月20日までに申込書を受理し、当社がその申込みを承諾した場合に、翌月1日から保障(責任)を開始します。ただし、 保険金のお支払いは保険料の払い込みをいただいた後となります。保障(責任)開始より前に保険料が払い込まれた場合には、その翌日から 保障(責任)を開始します。

■保険金支払事由

保険金の種類	お支払い事由	お支払いできない主な場合				
個人賠償責任保険金	保険期間中に日本国内において発生した偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負ったとき	(1)保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 (2)保険契約者または被保険者の指図による暴行または殴打 (3)職務遂行に直接起因するもの (4)配偶者、父母、子、生計を一にする同居の親族に対するもの (5)他人からの預かり物、借りている物に対するもの (6)自動車の所有、使用または管理に起因するもの など				
権利擁護費用保険金	保険期間中に日本国内において所定の被害事故*1が生じて弁護士または司法書士に対して法律相談費用、弁護士委任費用、接見費用を支払ったとき	(1)保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意(「身体の拘束」を除く) (2)自殺、闘争行為、刑の執行 (3)労働災害事故 など				
傷害入院保険金	責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として保険期間中に傷害を被り、その傷害の治療を目的として、事故の日からその日を含めて180日以内に1泊2日以上の入院を開始されたとき	(1)保険契約者または被保険者の故意 (2)自殺行為、犯罪行為、刑の執行 (3)無免許運転、酒気帯び運転での事故 (4)精神障害、アルコール依存、薬物依存 (5)先天異常またはこれに随伴する疾病 (6)正常分娩、正常妊娠 (7)むちうち症、腰痛、背痛で他覚所見のないもの (8)地震、噴火または津波 など				
傷害通院保険金	責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として保険期間中に傷害を被り、その傷害の治療を目的として、通院を開始されたとき※2	傷害入院保険金に同じ				
傷害手術保険金	傷害入院保険金をお支払いする場合で、その入院期間中に事故の日からその日を含めて180日以内に公的医療保険制度 ^{*3} によって手術料の算定される手術を受けられたとき	傷害入院保険金に同じ				
傷害死亡保険金	責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として保険期間中に、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき	(1)保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 (2)自殺行為、犯罪行為、刑の執行 (3)無免許運転、酒気帯び運転での事故 (4)精神障害、アルコール依存、薬物依存 (5)先天異常またはこれに随伴する疾病 (6)地震、噴火または津波 など				
特定重度障害保険金	責任開始日以後に発生した不慮の事故によって、身体に傷害を被り、その傷害を直接の原因として保険期間中に、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の特定重度障害状態※4になられたとき	(1)保険契約者、または被保険者の故意 以下、傷害死亡保険金と同じ				

- ※1「被害事故」の詳細は約款別表(3)をご覧ください。
- ※2傷害を被った日から起算して180日を経過した後の通院に対しては、傷害通院保険金はお支払いしません。
- ※3「公的医療保険制度」の定義は約款をご覧ください。
- ※4「所定の特定重度障害状態」の詳細は約款別表(1)をご覧ください。
- **■配当について**:この保険には満期保険金、配当金はありません。
- ■少額短期保険募集人について: 当社の担当者(少額短期保険募集人)は、お客様と当社保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結時代 理権はありません。保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ■苦情等に関する「少額短期ほけん相談室」について:当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応 に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する(指定紛争機関)「少額短期ほけん相 談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は下記のとおりです。

【ご連絡先】〒104-0032東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀STビル2階 【受付時間】9:00~12:00 13:00~17:00

TEL0120-82-1144 FAX03-3297-0755

【受付日】月曜日から金曜日(祝日および年末年始を除く)

ご契約の際には「契約概要」「注意喚起情報~ご契約の際にご注意いただきたい事柄~」「約款」を必ずご覧ください。

「契約概要 |「注意喚起情報 |はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。お申込みの前にかな らずお読みいただき、内容をご確認、ご了承のうえ、大切に保管してください。

取扱代理店

「約款」記載事項の例(「約款」は保険契約お引き受けの承諾通知書とともにお送りいたしますが、お申し出いただければ事前にお送りいたします。) ●保険金のお支払いについて ●保険金のお支払いができない場合について ●保険金の請求・お支払い手続きについて ●保険契約の内容の変更等について

♥ぜんち共済株式会社

〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目5番8号 岩本町シティプラザビル5F TEL: 03-5835-2571 FAX: 03-5835-2572

フリーコール 0120-322-150

ホームページ http://www.z-kyosai.com

♣ 特別支援教育を必要とされる方のために生まれました

「月々1,100円で、大切なお子様をお守りする保険です」



権利擁護補償付傷害保険(2015年創設)



ぜんちのこども傷害保険の特長

- ① 個人賠償責任補償 誤って他人の物を壊したり、ケガをさせた場合の法律上の賠償責任を補償します。
- ② 権利擁護費用補償(弁護士費用) 被害事故に遭われた際、相談から解決までサポートいたします。
- ③ ケガでの入通院保障 ケガでの入院・通院を日額で保障します。

加入資格

年輪: 満5歳~満18歳

対象の方 : 特別支援教育を必要とされる方であればどなたでもご加入いただけます。

~ぜんち共済株式会社とは~

当社は平成12年に設立された知的・発達障がいのある方への共済 制度「全国知的障害者共済会」をその前身としており、平成18年の 保険業法の改正に伴い少額短期保険業者「ぜんち共済株式会社」 となり、全国の知的・発達障がいのある方のために専門の保障をお 届けしています。





「個人賠償責任補償」「権利擁護費用補償」「ケガの入院・通院保障」

3つの「あんしん」をお届けします!



保障	内容/保険料	保険金額				
	個人賠償責任保険金 他人の物を壊したり(メガネ・窓ガラス		:高 10			
	など)他人にケガをさせてしまった場合に被る法律上の賠償責任を補償	1,000 万円				
(50)	権利擁護費用保険金	法律相談費用	5万円までの実費			
	被害事故に遭われた場合に、弁護士 や司法書士に相談や解決を求める際 の費用を補償	弁護士委任費用 1 接見費用	1 万円までの実費			
	傷害入院保険金					
	不慮の事故によりケガを負い、事故の日		00 _円			
	からその日を含めて180日以内に国内に おける病院・診療所に入院をした場合		き30日まで)			
HOSPITAL	傷害通院保険金	_ ` _	ヨ につき			
U	不慮の事故によりケガを負い、事故の日 からその日を含めて180日以内に国内に	_	00 ¤			
	おける病院・診療所に通院をした場合	(1事故につき	き30日まで) 			
	傷害手術保険金					
cm, pm,	傷害入院保険金が支払われる場合で、 入院期間中に公的医療機関によって	3	万円			
	保険給付の対象となる手術を受けた 場合	(八院に)	き1回まで)			
	傷害死亡保険金					
	不慮の事故によりケガを負い、事故の日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合	10万円				
	特定重度障害保険金					
	不慮の事故によりケガを負い、事故の日からその日を含めて180日以内に医師の認定により特定重度障害状態になった場合	10	万円			
年担	4保険料	11,0	00 _円			
月払保険料		1,1	00 _円			

お支払例

- ●個人賠償責任保険金
- ●先生やお友達のメガネをこわす⇒約2万円
- ●自転車で駐車中の自動車にぶつかり、傷をつけた⇒約20万円
- ●権利擁護費用保険金
 - ●虐待被害を受け、その事件対応を弁護士に依頼⇒21万円
- ●傷害入院·通院保険金
 - ●学校に向かう途中でつまずいて、ねんざ。10日間通院⇒2,000円×10日間= 20,000円
- ●家の階段から落下し骨折。

20日間入院⇒5.000円×20日間=100.000円 15日間通院⇒2,000円×15日間= 30,000円

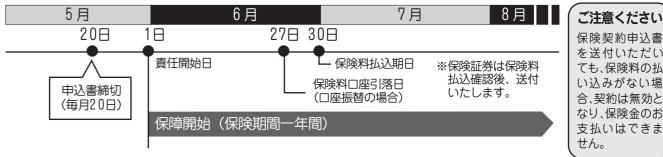
合計 130,000円

お申込手順

※「ぜんちのこども傷害保険」は毎月20日がお申込の締切日です。

「保険契約申込書」と「記入例」を切り離し、同封の返信用封筒でご返送ください。 毎月20日までに当社に申込書が届き、当社が当月末までに保険契約のお引受けを承諾した 場合に翌月1日から保障(責任)が開始されます。

《お申込から保障開始までのスケジュール例》



ても、保険料の払 い込みがない場 合、契約は無効と なり、保険金のお 支払いはできま

ご注意いただくこと

- ●下記の場合には、保険金のお支払対象にはなりません。
 - ●責任開始日以前に受傷したケガが原因で入通院した場合。
- ●1保険期間内(1年間)にお支払いできる、下記の保険金の合計額は80万円までとなります。
 - ●傷害入院保険金
- ●傷害手術保険金
- ●傷害通院保険金
- ●1保険期間内(1年間)にお支払いできる、すべての保険金の合計額は1.000万円までとなります。

※詳しくは、「ご契約に際しての重要事項」「約款」をご覧ください

お問い合わせ 保険金請求のご連絡は

